

上伊那圏域水道水質管理協議会規約

(平成3年4月1日)

改正 平成18年3月31日告示第2号

第1章 総則

(協議会の目的)

第1条 この協議会(以下「協議会」という。)は、水質管理の共同化により、水質監視及び検査、水質に関する調査及び研究並びに水質保全のための活動を行い、水質の安全性の確保を図ることを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、上伊那圏域水道水質管理協議会という。

(協議会を設ける市町村及び企業団)

第3条 協議会は、次に掲げる市町村及び企業団(以下「関係市町村及び企業団」という。)がこれを設ける。

伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、
中川村、宮田村、長野県上伊那広域水道用水企業団

(協議会の担任する事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を管理し及び執行する。

- (1) 定期及び臨時の水質検査
- (2) 原水、浄水工程の水質検査及び水質にかかる調査研究
- (3) 水質汚染事項に対する防止活動及び連絡、通報システムの確立
- (4) その他水質管理に関し必要なこと。

(協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、箕輪町に置く。

第2章 協議会の組織

(組織)

第6条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第7条 会長及び副会長は、関係市町村長及び企業団企業長が協議して定めた関係市町村長及び企業団企業長をもって、これに充てる。

2 任期は、関係市町村長及び企業団企業長の任期とし、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、関係市町村長及び企業団企業長(会長、副会長である関係市町村長及び企業団企業長を除く。)をもって、これに充てる。

2 任期は、関係市町村長及び企業団企業長の任期とし、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第9条 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を行う。

(顧問)

第10条 協議会の事務に関し必要な助言及び指導を得るため、協議会に顧問を置くこ

とができる。

2 顧問は、会長が協議会の会議に諮り委嘱する。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、事務局を設置する。

(職員)

第12条 協議会の担任する事務に従事する職員(本条第3項以下において「職員」という。)の定数及び当該定数の関係市町村及び企業団別の配分については、関係市町村長及び企業団企業長が協議により定める。

2 関係市町村長及び企業団企業長は、前項の規定により配分された定数の同項の職員をそれぞれ当該関係市町村及び企業団の職員のうちから選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、その解任を求めることができる。

(職員の職務)

第13条 会長は、職員のうちから事務局長を定めなければならない。

2 事務局長は、会長の命を受けて、協議会の事務を掌理する。

3 事務局長以外の職員は、上司の命を受けて、協議会の事務に従事する。

第3章 協議会の会議

(協議会の会議)

第14条 協議会の会議は、協議会の担当事務に関し、基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第15条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 委員半数以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議開催の場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第16条 協議会の会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

4 顧問は、必要に応じ協議会の会議に出席し、かつ随時発言することができる。

(幹事会等)

第17条 協議会の事務の管理及び執行に関する基本的な事項以外の事項で、協議会の会議で定めるものを処理するため、協議会に幹事会を置くとともに、専門的事項について、調査及び研究等を行うため専門委員会を置くことができる。

2 幹事会は、関係市町村及び企業団の水道担当局(課)長各1人をもって組織する。

3 幹事会の議事その他幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

4 専門委員会の委員は、関係市町村及び企業団の職員の中から幹事会において選出した者を充てるものとする。

第4章 協議会の担任する事務の管理及び執行

(関係市町村及び企業団の名においてする事務の管理及び執行)

- 第18条 協議会がその担当する事務を関係市町村及び企業団の長の名において管理し、及び執行する場合においては、関係市町村及び企業団の協議により、協議会は、1の市町村及び企業団の当該事務に関する条例、規則その他の規程（以下本条中「条例、規則等」という。）を関係市町村及び企業団の当該事務に関する条例、規則等とみなして、当該事務をその定めるところにより管理及び執行するものとする。
- 2 前項の1の市町村及び企業団以外の関係市町村長及び企業団企業長は、同項の協議が整ったときは、直ちにその旨を公表しなければならない。この場合、当該条例、規則等について公表を要するものがあるときは、合わせてこれを公表するものとする。
- 3 条例、規則等を改廃しようとする場合においては、当該市町村及び企業団は、あらかじめ他の関係市町村及び企業団に協議しなければならない。
- 4 条例、規則等が改廃された場合においては、当該市町村長及び企業団企業長は、その旨を他の関係市町村長及び企業団企業長及び協議会の会長に通知するものとし、関係市町村長及び企業団企業長は、当該条例、規則等について公表を要するものがあるときは、直ちにこれを公表するものとする。

第5章 協議会の財務

(経費の支弁の方法)

- 第19条 協議会の事務の管理及び執行に要する費用は、関係市町村及び企業団の負担及びその他の収入をもって充てるものとする。
- 2 前項の規定により関係市町村及び企業団が負担すべき額は、関係市町村長及び企業団企業長が遅くとも年度開始前3月までにその協議により決定しなければならない。この場合においては、関係市町村長及び企業団企業長は、あらかじめ協議会に、経費の見積りに関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を求めることができる。
- 3 前項の規定により関係市町村及び企業団が負担すべき額のうち、協議会に交付すべきものについては、関係市町村及び企業団は、これを年度開始後直ちに協議会に交付しなければならない。

(歳入歳出予算)

- 第20条 協議会の歳入歳出予算は、前条により交付される負担金及び繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務の管理及び執行に要するすべての経費をその歳出とするものとする。

(歳入歳出予算の調製等)

- 第21条 会長は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。
- 2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。
- 3 第1項の規定により歳入歳出予算が協議会の会議を経たときは、会長は、当該歳入歳出予算の写をすみやかに関係市町村長及び企業団企業長に送付しなければならない。この場合においては、会長は、当該年度の事業計画その他財政計画の参考となるべき事項に関する書類を添えなければならない。

(歳入歳出予算の補正)

第22条 関係市町村長及び企業団企業長は、協議会に係る既定予算の補正を必要と認める場合においては、その協議により当該既定予算の補正すべき額を決定する。

2 協議会は、協議会に係る既定予算の補正を必要と認めるときは、その旨を関係市町村長及び企業団企業長に申し出るものとする。

3 前項の申出があったときは、関係市町村長及び企業団企業長は直ちに第1項の協議をしなければならない。

4 第1項の規定により関係市町村長及び企業団企業長が、協議会に係る既定予算の補正すべき額を決定したときは、前3条の規定の例によりこれを行うものとする。

この場合において、第19条第2項中「前項の規定により」とあるのは「協議会に係る既定予算の補正のため」、「遅くとも年度開始前3月までに」とあるのは「すみやかに」、同条第3項中「年度開始後直ちに」とあるのは「直ちに」、第21条第1項中「毎会計年度歳入歳出予算を調製し、年度開始前に」とあるのは「補正予算を調製し、すみやかに」と読み替えるものとする。

(出納及び現金の保管)

第23条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が協議会の会議を経て定める銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第24条 会長は、職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務を掌る。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(決算等)

第25条 会長は、毎会計年度終了後2月以内に決算を作成し、協議会の会議の認定を経なければならない。

2 前項の規定により決算が協議会の会議の認定を経たときは、会長は、当該決算の写をすみやかに関係市町村長及び企業団企業長に送付しなければならない。この場合においては、会長は、当該年度の事業報告書その他必要な書類をこれに添えなければならない。

(物品、財産の取得、管理、処分及び廃止の方法)

第26条 協議会の担任する事務の用に供する財産は、会長の意見を聴き、関係市町村及び企業団が協議してそれぞれ取得し、若しくは処分し、当該財産管理は協議会がこれを行う。

2 協議会は、前項の財産を管理する場合においては、関係市町村及び企業団が協議して定める関係市町村及び企業団の当該管理に関する条例、規則その他の規程を関係市町村及び企業団の当該管理に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該管理をその定めるところにより行うものとする。この場合においては、第18条第2項から第4項までの規定を準用する。

3 協議会の予算の執行に伴う財産の取得及び処分並びにこれらの管理に関しては、前2項の規定にかかわらず、関係市町村長及び企業団企業長が協議して定めるものを除いては、協議会が定めるところによりこれらを行うものとする。

(契約)

第 27 条 協議会の予算の執行に伴う契約で協議会の規程で定めるものについては、会長は、協議会の会議を経なければ、これを締結することができない。

(その他財務に関する事項)

第 28 条 この規約に特別の定めがある場合を除く外、協議会の財務に関しては、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)に定める普通地方公共団体の財務に関する手続きの例による。

第 6 章 補則

(事務処理の状況の報告等)

第 29 条 協議会は、毎会計年度少なくとも 1 回以上、協議会が管理し及び執行した事務の処理の状況を記載した書類を関係市町村長及び企業団企業長に提出するものとする。

2 関係市町村長及び企業団企業長が協議して定める市町村及び企業団の監査委員は、毎会計年度 1 回以上協議会の出納を検査しなければならない。この場合においては、監査委員は、監査の結果を関係市町村長及び企業団企業長に報告しなければならない。

(費用弁償等)

第 30 条 会長、副会長、委員、監査委員、顧問、幹事、専門委員及び職員は、その職務を行うために必要とする費用の弁償等を受けることができる。

2 前項の費用弁償等の額及び支給方法は、規程でこれを定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 31 条 協議会が解散した場合においては、関係市町村及び企業団によりその事務を継承し、協議会の収支は解散の日をもって打切り、会長であったものがこれを決算する。

2 前項の規定による決算は、事務を継承した関係市町村長及び企業団企業長においてこれを監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付さなければならない。

(協議会の規程)

第 32 条 協議会は、その会議を経て、この規約に定めるものを除く外、協議会の担任する事務の管理及び執行に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

1 この規約は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第 19 条第 2 項中「遅くとも年度開始前 3 月までに」とあるのは「すみやかに」、同条第 3 項中「年度開始後直ちに」とあるのは「直ちに」、第 21 条第 1 項中「年度開始前に」とあるのは、「すみやかに」と読み替えるものとする。

附 則

この規約は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。